GLOBE

グローブ　2026年10月

127

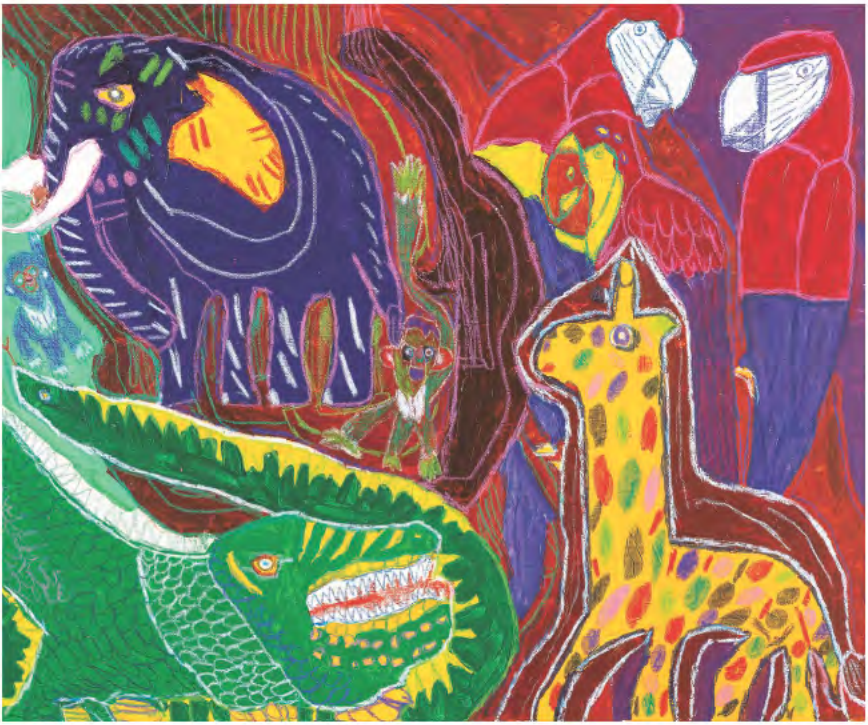

（公財）世界人権問題研究センター

京都地方裁判所と司法の歴史

京都地方裁判所は、京都御苑の南側、丸太町通に面して建っています。現在の庁舎は2001年に竣工したものですが、以前の歴史を伝えるものが、今も至るところに残されています。

正面玄関には、以前の庁舎で使われていた屋根飾りが設置され、南門の塀には旧庁舎の柱頭飾りの一部がはめ込まれています。現庁舎の中にも旧庁舎の一部を残すことで、この場所に裁判所が置かれてきた歴史が受け継がれています。

北玄関のホールには「ミニ博物館」があり、現庁舎の建設に先立つ発掘調査で発見された土器などが展示されているほか、京都地方裁判所宮津支部に残されていた「期日呼出状」の版木など、かつての裁判実務を伝える資料も見ることができます。

京都地方裁判所では、現在の司法だけでなく、過去の司法の手がかりと、さらにそれ以前の京都の長い歴史の重なりを感じられます。裁判制度は時代とともに姿を変えてきましたが、人の権利や自由をどのように保障するかは、司法にとって変わることのない課題です。京都地方裁判所に残された歴史をたどることで、私たちの権利を支える司法のあり方を改めて考える機会にもなるのではないでしょうか。

GLOBE

GLOBE　No. 127　2026.10　目次

グラビア　京都地方裁判所と司法の歴史 …… （表紙裏）

連　載　新・世界の人権はいま
—普遍的定期審査の現場から—（その 17）…… 坂元　茂樹　2

外部寄稿　カスタマーハラスメント・求職者等に対する
セクシュアルハラスメント対策の義務化ついて
…… 京都労働局　雇用環境・均等室　4

エキスパートコメント　こどもの自立とレリジエンスのための学校の新たな役割
…… 山野　則子　6

研究報告　ポスト検索時代（Post-Search Era）と憲法学
——「検索」の終わり、「対話」の始まり—— …… 上本　翔大　10

研究報告　展覧会「膠へのまなざし　再考、そして応答」訪問記
…… 廣岡　浄進　12

研究報告　広がる排外主義と外国人の子どもの人権 …… 呉　永鎬　14

研究報告　気遣いと構造のあいだ …… 金　友子　16

研究報告　休眠預金活用制度からみる「ビジネスと人権」について
…… 鈴木　均　18

特別寄稿　再審法改正のここまでとこれから …… 鴨志田祐美　20

事業紹介　第 3 回安藤仁介賞受賞者発表及び第 4 回論文募集 …… 22

シリーズ　京都市立芸術大学 …… （裏表紙裏）

事業紹介　世人研発ふらっとプロジェクト …… （裏表紙）

GLOBE（グローブ）　ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「動物のにぎわい」影山弘樹　2025 年制作

■「天才アート KYOTO」（特定非営利活動法人障碍者芸術推進研究機構）提供

新・世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その 17）

研究センター理事長・所長
坂元　茂樹

中国は、社会権規約以外にも、人種差別撤廃条約及び女性差別撤廃条約の締約国であり、中国の第 4 回普遍的定期審査（UPR）の場でも、これらの人権条約の履行監視機関によって中国に対して行われたさまざまな勧告が紹介された。

たとえば、人種差別撤廃委員会は、チベット人、ウイグル人をはじめとする民族的少数者、平和的な政治抵抗者及び人権擁護者が、拷問やその他の虐待を受けており、拘禁されているウイグル人は長期間外部から隔離されているため、拷問やその他の虐待を受ける可能性があると懸念を表明した。

また、同委員会は、中国法におけるテロリズムの広範な定義、過激主義への曖昧な言及、そして分離主義の不明確な定義によって、平和的な市民的及び宗教的表現が犯罪とされ、イスラム教徒のウイグル人、仏教徒のチベット人及びモンゴル人など民族的及び宗教的少数者の犯罪プロファイリングが加速されるおそれがあるとの懸念を表明した。同委員会は、こうした点を踏まえて、中国政府に対し、関連する現行法規則及び慣行の濫用を防ぐための効果的な監視メカニズムと十分な保護の必要性を指摘した。そして、人種、皮膚の色、世系、国籍、民族及び宗教的アイデンティティを理由としたプロファイリングを見直すように勧告した。

さらに、人種差別撤廃委員会は、最近行なわれている戸口（hukou）登記管理制度の改革が、少数民族などの地方からの多くの移住者に良い影響をもたらしていないことに懸念を表明し、戸口登記管理制度の改革によって、国内の移住者、とりわけ少数民族の人たちが、長期に都市部に居住している人たちと同じ仕事、社会保障、医療及び教育上の恩恵を受けることができるようにと中国に勧告した。

同時に同委員会は、人種差別主義的なヘイト・クライムやヘイトスピーチの被害者に対し、彼らが迅速に被害を訴えることができるような支援と、適切な救済を提供するよう中国に勧告した。また、同委員会は、特に、貧困緩和プロジェク

トの実施前及び実施中に行なわれる少数民族との有意義な協議を行なうこと、深刻な貧困と少数民族間の不平等を緩和するための特別措置を強化すること、さらに、農村地域を含め、特に少数民族が多く暮らす地域における基本的なインフラストラクチャーと公共サービスを強化することにより、民族間の経済格差を解消するためにさらなる対策を講じるように中国に勧告した。

他方、女性差別撤廃委員会は、中国に対し、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランジェンダー及びインターセックスの女性が、教育、雇用、医療へのアクセスなどで、ジェンダーに基づく暴力、誹謗中傷及び複合差別を受けていることに懸念を表明した。同委員会は、特にレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランジェンダー及びインターセックスの女性に対する差別を禁止する法律が十分ではない点にも併せて懸念を表明した。

また、同委員会は、女性の人権擁護者が、女性の人権に関する活動を理由として、警察官や他の国家公務員による性暴力及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力という事例を含め、脅迫やハラスメントを経験していること、そして同委員会による中国の報告書の審査に参加することでハラスメントを受ける恐れがあることに懸念を表明した。

さらに、女性差別撤廃委員会は、チベット自治区で行なわれている、いわゆる「労働者移転」と「職業訓練」プログラムが、チベットの宗教的、言語的及び文化的アイデンティティを失わせ、チベット人を監視し、政治的に洗脳するための口実として使われているとの主張に懸念を表明した。そしてそのようなプログラムは、強制労働という結果を招くと警告した。この他、同委員会は、香港、すなわち中国に対し、女性の移民家事労働者を、雇用主、人材派遣業者、職業紹介業者による差別や権限濫用から守るために、一般家庭への労働監督や、雇用主による搾取及び権限濫用の実態調査及び処罰の強化など、法的措置を強化するように勧告した。

このように、国連の人権条約機関から中国の人権状況について、さまざまな指摘及び勧告が行われていることがわかる。

次回は、国内人権機関が未だに設置されていない日本に対して UPR でどのような勧告が行われたかを紹介したい。

カスタマーハラスメント・求職者等に対する セクシュアルハラスメント対策の義務化ついて

京都労働局　雇用環境・均等室

厚生労働省では、これまでセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについて、各法律で事業主が講ずべき雇用管理上の措置義務を定めてきました。

今回は、新たに令和８年10月１日に義務となるカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置について説明します。

■職場におけるカスタマーハラスメントとは

職場におけるカスタマーハラスメントとは、「①職場において行われる顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、③労働者の就業環境を害する顧客等の言動」と定義しており、対面以外にも電話・SNS等のインターネット上の言動も含まれます。

■事業主が雇用管理上講ずべき措置

カスタマーハラスメント防止のための措置義務として、事業主に講じていただく必要があるのは、ハラスメント防止について（1）事業主の方針等の明確化及びその周知･啓発、(2）相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、(3）事後の迅速かつ適切な対応、(4）実効性を確保するために必要な抑止のための措置（5）これら４つの措置と併せて講ずべき措置の５項目となります。

このうち、４番目の項目がカスタマーハラスメント独自の項目となっており、具体的には、特に悪質なカスタマーハラスメントへの対処方針を定めて労働者に周知するとともに、その方針において定めた対処を実施できる体制を整備していただく必要があります。

対処方針としては、犯罪に該当し得る言動については警察へ通報すること、行為者に警告文を発出すること、行為者に店舗等への出入りを禁止すること等が考えられます。

■他の事業主から協力を求められた場合

事業主は、他の事業主から事実関係の確認等の必要な協力を求められた場合、協力の求めに応ずるよう努める必要があります。

また、これに協力した労働者に解雇その他不利益な取扱いを行わないことを定め、労働者に周知・啓発すること、ハラスメントの事実が確認できた場合、服務規定に基づく懲戒等の措置を行うことが望ましいとしています。

■その他望ましい取組

カスタマーハラスメントの原因や背景を解消するための取組として、(1) 労働者が自社の商品やサービスをよく理解し、顧客等への対応力の向上を図るための研修等を行うこと、(2) 労働者が消費者心理や障害特性等を含む顧客等への理解を深める研修等の実施、(3) 業種・業態における状況に応じた取組を進めること、(4) 取引の相手方等の他の事業主の雇用する労働者に行う自社の労働者の言動にも注意を払うこと、(5) フリーランスなど自社で雇用する労働者以外の者に対する顧客等からの言動に対しても、同様の方針を示し相談に対応することが望ましいとしています。

■求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるもので、SNS 等のオンライン上で行われるものも含まれます。

求職活動等には、企業の採用面接や就職説明会への参加、OB・OG 訪問、インターンシップ、教育実習や看護実習などの受講などが含まれます。

■事業主が雇用管理上講ずべき措置

事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容では、(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知･啓発、(2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、(3) 求職者セクハラに係る事後の迅速かつ適切な対応、(4) 相談者等のプライバシー保護や労働差が事実確認等に協力したこと等を理由に解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発することです。

■最後に

働く方々が安心してその能力を発揮できる職場環境を整備するためにも、ハラスメントのない職場づくりには、事業主、労働者、業界関係者を含め、社会全体の連携が不可欠です。京都労働局でもあらゆるハラスメントのない、誰もが働きやすい職場環境の実現のため、各種施策や普及啓発に取り組んでまいります。

こどもの自立とレリジエンスのための学校の新たな役割

研究センター　プロジェクトチーム３リーダー
大阪公立大学名誉教授／イノベーションアカデミー共創研究院特任教授
山野　則子

自立とは依存先を増やすこと

少し前に、当事者研究で著名な熊谷晋一郎の「自立とは依存先を増やすことである」ということばが、SNS 界隈を中心に再注目を浴びた。熊谷によると、障碍者はいろいろなものに頼らないと生きていけないと勘違いされているが実は逆で、親や施設など限られたものにしか依存できていない。反対に、健常者はさまざまなものへの依存を実現していて、ひとつの依存先への依存度が浅いから、何にも依存していないかのように錯覚できる。だから、自立を目指すなら、むしろ依存先を分散し、ひとつひとつの依存度を軽減しなければいけない。

また、文化人類学者の左地亮子の仕事によると、フランスの移動生活民「マヌーシュ」の社会は、一人一人の人間が帰属先を多く保持することで、嫌なことがあれば容易に逃げられる社会として設計されているそうだ。

議論のコンテクストは違えども、どこか通ずるところがあるのは、依存先―言い換えると、帰属先、コミュニティー、居場所、頼れる人間関係―の、質より量を優先する視座だ。深く強い絆より、関係者の多様性と多層性が個人の生活と人生に必要なのだ。

ひとりのこどもを育てるには村がひとつ必要だ

洋の東西を問わず、教育業界で広く知られる格言に、「ひとりのこどもを育てるには村がひとつ必要だ」というものがある。これは、ひとつの共同体としての村を指しているのではなく、ひとりのこどもが安全で健全に育つための多様で多層な人間関係や帰属先を提供するためには、最低でも村ひとつくらいのサイズの社会が必要だということを示唆していると解釈するのが現代的だろう。

発達心理学分野におけるこどもの研究の領域では、人がストレスや逆境的状況

に遭遇しながらも、社会でポジティブに適応し健全に成長する現象をレリジエンスという用語で表現してきた。レリジエンスを高める要因のひとつとして、こどもが安心できる人間関係や帰属先の存在が挙げられる。研究初期には、それが親との関係や学校との関係のなかで、つまり一部の「親密な」人間関係の中で語られる傾向が強かったが、近年は人間関係や帰属先の複数性、多層性が強調され始めている。

一方で、現在の日本の実情に目を向けると、家庭を除けば、学校という社会的アクターの存在感が他に比べて圧倒的に強い。つまり依存度が深い。学校は、それ自体、多様で多層な人間関係（学級の友人関係、先輩後輩を含む部活動のそれ、教師との関係など）を包摂している面があることも事実だ。一方で、どこか閉鎖的で支配的な危うさも孕む。

戦後の日本は長い間、こどもを育てる「村」の役割を学校ひとりが担ってきた。むしろ、地縁の希薄化により、ますますその傾向を強めているともいえる。本来「村」レベルの多様性、多層性が求められるはずの社会的容器を学校単体で担ってきた社会構造のひずみが、こどもの自立とレリジエンスに暗い影を落としている。同時に、学校側も容量が決壊寸前の様相を呈す。

教室で息をひそめるこどもたち

不登校、いじめ、貧困、ヤングケアラーなど、逆境状況に苦しむこどもたちの数は年々増加している。増加し続ける案件の対応に学校は真剣に向き合っている。とはいえ学校側にもヒトや時間のリソースの制限があるため、おのずともっとも厳しい状況に置かれたこどもたちの対処に意識が集中する。結果として、困難を明確に発露させたこどもたちのすぐ隣で、困難をあいまいに抱えるこどもたちは、おどろくほど存在を認知されない。学校を経由して、あるいは学校と連携して、なんらかの公的な支援・制度に微かにでもつながっている児童生徒は、多く見積もっても全体の 8%にすぎない[1]。一方で「逆境状況に苦しむこどもたち」の潜在者数は実に全学齢期児童の 30%に及ぶ[2]。つまり 2 割以上のこどもたちが、先生の

[1] 厚生労働省（2024）「令和 6 年度 福祉行政報告例」、文部科学省（2024）「令和 6 年度学校基本調査の公表について」など

[2] 厚生労働科学研究（2004）「児童虐待発生要因の解明と児童虐待への地域における予防的支援方法の開発に関する研究」:（2020）「コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究」など

視野のほんの少しだけ外側で息をひそめて過ごしている。

他方で、学校側も、「明確なこどもたち」の対処で目一杯なうえに、教員のメンタルヘルスの悪化も社会問題化しており、「教員の働き方改革」の号令の圧力はすさまじい。その雰囲気を、こどもや保護者は鋭敏に感じ取る。「なぜ特定の子ばかりにかかりきりなのか」「うちの子にも目をむけてほしい」（今年 2026 年に上映された三谷幸喜氏の舞台『いのこりぐみ』の台詞）という思いをどこかに隠し持ちつつ、これくらいのことで手を止めさせて相談するのは申し訳ない、これくらいのことは気づいてもらえなくても仕方ない、先生は他にもっと重要なことで忙しいのだから、と考える。これらの小さな遠慮が積み重なり、取り返しのつかない状況になるまで誰も気づけない。そして、新たな逆境状況のこどもたちが生まれ、学校は終わらないイタチごっこに疲弊していく。

では、学校以外の「村人」はどこにいるのか。NPO 法人「むすびえ」によると、2012 年に誕生し 2016 年には 300 強だったこども食堂の数は、十年で 12,000 箇所を超えた[3]。たいへん心強い数字だ。官民両種の学習支援や居場所事業なども、この数年でかなり知られた存在となった。「村」を形作る新しい時代のアクターが現れはじめているといっていい。

しかし、ここにひとつのギャップが存在する。彼らは、こどもたちのことを知らない。こどもたちのことを知っている学校は、彼らのことを知らない。つまり、インフォーマルな社会資源は、そこに向こうからやってくるこどもとは関係を結ぶことができるが、自分たちが提供する支援内容を必要としていそうなこどもをこちらから見つけ出す手法をほとんど持たない。一方で学校は、多くのこどもと接し、情報を俯瞰できる立場にあるが、インフォーマルな社会資源のことは存在すら知らないことが多い。仮に知っていても、公的立場の学校（公立学校の場合だが）として、これらを利用してよいものかわからない。あるいは利用方法がわからない。

このギャップ（隙間）にこぼれ落ちていくのは、こどもである。なかなか学校以外の帰属先を得ない。あいかわらず教室で誰にも気に留められず息をひそめ続けている。

---

[3] https://musubie.org/news/press/28676

こどもの人権の実現と予防的アプローチというチャンス

社会資源の利用の可否と利用の方法が、学校にとって、よくわからない。前者については、根本的な人権論に立ち返って考えてみたい。

たとえば、「こどもの抱える課題は複雑で重層的なため、原因が明白でないことも多く、適切な対応のためには慎重なアセスメントが重要だ。」「公教育は平等を旨とすべきで一人の子にどこかの事業を紹介することはできない。」「社会資源にもいろいろあって、非行的な仲間やカルト的な集団だったら問題だ。」など、どの主張も正論だろう。ただ、少し先回りしすぎやしないか。だれを守るための議論だろうか。こどもは本当にそれを望んでいるのか。

人権論の中でもこどもを対象とする分野は、いつもパターナリズムとの緊張関係をはらむ。人権規約に倣い「こどもの最善の利益を最優先する」と宣言したところで、その文言内にパターナリズムの萌芽が保存されているため、簡単に逃れられない。それでも、相手を客体ではなく主体として扱うことから人権ははじまることを忘れてはいけない。

2022年に、十年ぶりに改訂された生徒指導提要は、問題対応型から未然防止型への変動を謳う。未然防止型の生徒指導と社会資源の積極的活用は相性がいいように思う。たとえば生徒指導案件のうち、未然防止型のケースだけでも、次のような思考を原則の側にできないか。

家庭と学校という限られた場所に依存した状態で、念入りに評価分析されている間に事態が悪化し、悪化した事態に対抗できるほどの自立とレリジエンスを獲得できていないままに、立ち向かわなければならないこともあるかもしれない。対して、ひとつひとつは仮に頼りなく思えても、事前に多くの依存先・帰属先を持っている状態で立ち向かえたら、ダメージが緩和できることもあろう。こどもの真の利益は後者にあるのではないか…

とはいえ、現在学校は、なんのガイドもないなか、予防的にアプローチせよ、社会資源を利用せよ、と言われて困惑している。社会資源の利用可否の整理と利用方法の公知の双方について、中央政府とアカデミアの仕事が待たれる。学校が、こどもたちの依存先のひとつであり唯一として、事態を抱え込み苦しむ今の姿から、こどもたちの最大の理解者として、彼女／彼らの依存先を増やす役回りを担う未来が、その先にあるかもしれない。

ポスト検索時代（Post-Search Era）と憲法学

――「検索」の終わり、「対話」の始まり――

研究センター研究員
京都工芸繊維大学基盤科学系助教　上本　翔大

「ポスト検索時代」。それは、「検索」が主役の座を譲り、「対話」の幕が開けるとき。こんにち重宝されるのは、Google の検索エンジンよりも、ChatGPT や Google 検索「AI による概要」である。

ChatGPT 等の「対話型生成 AI」は、利用者との対話を通じて、プロンプトと呼ばれる質問文（例：○○について教えて）に対して、質問への回答や必要な情報を提供する。「AI による概要」等の「要約型生成 AI」は、利用者が入力した検索語句について、関連情報を整理し、その概要を提示する。いずれも、これまで《人間》が担ってきた情報の探索・整理の一部を《AI》が代替する点に特徴がある。

対話型・要約型生成 AI（以下「生成 AI」）は、利用者に多くの恩恵をもたらしている。たとえば、生成 AI は、情報収集の効率化と深化を実現した。生成 AI は、関連情報を体系的に整理した見取り図を提示してくれるほか、外国語で記述された情報を翻訳し、利用者が直接読むことのできない情報を提供してくれることさえある。

さらに、科学学術誌『Science』には、対話型生成 AI との対話が陰謀論に対する信念を持続的に低減させることを示した研究結果が掲載された。この研究は、対話型生成 AI を対象とするものであるが、その知見は、要約型生成 AI にも、一定程度応用し得るように思われる。このように、生成 AI による回答生成の仕組み次第では、フィルターバブル（自己の趣味嗜好に合致した情報ばかりに接する現象のこと）やエコーチェンバー（自己と類似した意見や価値観と繰り返し接触することで、それらが強化・増幅される現象のこと）等、従来の情報環境が抱えてきた課題が緩和される可能性がある。

他方で、生成 AI は、様々なリスクをも内包している。第一に、米国のニュー

ス雑誌『TIME』は、現行の対話型生成 AI には、プロンプトに含まれる性別、人種、政治的見解といった情報に応じて、回答を変化させる傾向があることを報じた。このような特性は、有権者の意思形成ひいては民主主義に深刻な影響を及ぼし得る。また、本年 6 月から、ChatGPT における広告の試験運用が日本でも開始された。広告収入が目的化すれば、利用者への迎合性が強まるおそれもあるだろう（山本龍彦「SNS と『政教分離』、そして民主主義」Voice2026 年 4 月号（2026 年）53 頁）。

第二に、現在の代表的な生成 AI は、確率的生成モデルを基盤とし、多言語・多地域のデータを学習しているため、その出力には、事前学習のデータの中で出現頻度の高い内容やグローバルに支配的な価値観が反映されやすい。このような特性から、生成 AI は、多数派の視点やグローバルな価値観を再生産する一方で、少数派の視点やローカルな文脈を不可視化する危険性を内包している（*See* Gilad Abiri, *Generative AI as Digital Media*, 15 Harv. J. Sports & Ent. L. 279, 296 (2024)）。

第三に、ポスト検索時代では、「ゼロクリック検索」が増加しているとされる。ゼロクリック検索とは、生成 AI の出力で疑問が解消され、生成 AI の利用者がウェブサイトへアクセスしないことを意味する。WSJ の記事によれば、米国の主要な報道機関のウェブサイトへのアクセス数は、過去三年間で半減している。ゼロクリック検索の増加は、広告収入や有料購読等、ウェブサイトへの訪問を前提とする収益機会を縮小させ、情報生産のインセンティブや財政基盤を損なうおそれがある。さらに、生成 AI 自体が報道記事や個人の発信した情報を学習して発展していることからすれば、ゼロクリック検索の影響は最終的には生成 AI の性能や信頼性にも及び得る。

このように、ポスト検索時代の到来は、利用者の利便性を飛躍的に高める一方で、その代償も小さくはない。ポスト検索時代は、情報環境をどこへ導くのか。それは、ユートピアか、ディストピアか。ポスト検索時代は、憲法学に対して、何を迫るのだろうか。

［付記］本稿は、公益財団法人村田学術振興・教育財団による研究助成（2026 年度）を受けたものである。

展覧会「膠へのまなざし　再考、そして応答」訪問記

研究センター研究員
大阪公立大学人権問題研究センター教授　廣岡　浄進

プロジェクトチーム２「共に生きる地域研究の可能性」の面々に、小林ひろみ専任研究員から、８月１日付の『京都新聞』に掲載された林屋祐子記者の署名記事「天然素材膠に目を」を添えて、展覧会「膠へのまなざし」が、京都市中京区のギャラリー「京都場 KYOTO-ba」にて、７月 25 日から８月 23 日まで開催とのお知らせが届いた。展覧会は、それに先立つ６月３日から 15 日まで日本橋高島屋６階の美術画廊で、７月８日から 13 日まで高島屋大阪店６階美術画廊で開催されており、丸木位里と俊の作品で、膠を用いて修復された「原爆の図 高張提灯」（武蔵野美術大学 美術館・図書館所蔵）など東京展と大阪展でのみ展示の作品もあったようだが、こちらは後の祭りであった。

展覧会を監修した内田あぐり武蔵野美術大学名誉教授は、先年『膠を旅する』（国書刊行会、2021 年５月）という、図録と見まがうような、膠をめぐる旅の記録を出版している。このときには、武蔵野美術大学美術館で展覧会「膠を旅する――表現をつなぐ文化の源流」が開催された。今般その続篇というべき『膠へのまなざし』（国書刊行会、2026 年６月）が上梓された。主催者は高島屋だが、ウェブ公開されているプレスリリースによれば、「美術作品を生み出す作家の方々の制作を支える産業や人々に目を向けて、その技術や営みを次の世代の表現者に引き継ぐ担い手になる」との考えらしい。

京都の会場は、二条城の南の住宅街の一角、かつて「引き染め」の町工場だったギャラリーであった。引き戸を開けると、通路の右手には展覧会のパネルがあり、反対側の左手には脱毛工程を経て張り干しの状態の皮が立てかけられていた。ギャラリー空間への入口の頭上に、カーテンのような形に乾かした、飴色に透き通った鹿皮の門をくぐり、中に入る。入ってすぐの物販ブースの前に椅子が数脚置かれ、その正面、つまり入ってきて左手の壁面をスクリーン代わりにして、伝統的な膠の製造工程、太鼓の皮張り、そしてアイヌ民族をふくむ北東アジアの先住民族の魚の皮を用いた服や膠の記録映像を上映している。

左右の壁面には参加作家の絵画が配置されている。天井からは棒のように固めた膠を風鈴のように吊した作品と、板の形にかためた、透明からやや濃い飴色ま

でのさまざまな彩りの膠を組み合わせたオブジェが吊されて存在感を示す。展示台には、世界各地で収集された多種多様な素材と形状の膠が並ぶ。その奥には、書道や書画で使う墨が置かれる。いまひとつの展示台には和紙と、大きな刷毛が置かれる。空間の奥には、映像で登場してくる、関係者がタイコと呼ぶ、皮をなめすときに皮を洗う作業などに用いるドラム型の、木製の器械がある。その緩やかな半円状にカーブをつくらせた形状からカマボコと呼ばれる、脱毛作業をするための木の作業台がある。一番奥には、脱毛と裏側の皮下脂肪をすき削る工程まで終えてひろげて干した赤牛の大きな一枚皮がガラス窓を透かせて飾られている。

記録映像を見ているところに、そこに登場する膠製造業者の大﨑商店の大﨑哲生さんが会場に立ち寄られた。膠は、訓読みでは「にかわ」と読む。皮を煮てゼラチンを抽出するからだといわれる。加工作業で出る屑皮などを炊いて作ったとなにかの記録で読んだ記憶があるが、記録映像では１枚の皮を細かく刻んで全部使う。4、5回煮出すが、沸騰させてはいけない。徐々に色が薄まり、粘りも弱くなるが、それぞれに適した用途があるらしい。映像で紹介されている、伝統的な川漬けの製法、つまり姫路市の高木地区で続けられてきた市川の流れに数日浸す皮なめしは、いわば試験的に取り組んでいるものらしく、美術を学ぶ学生の実習を受けいれたりもしているとも聞いた。

膠は、日本画の岩絵具を溶いたり、墨の原料、仏像などの美術作品や楽器の製造修復に使われてきた。日本では、この生産は皮なめしと不可分で、歴史的に被差別民が担ってきた。全国水平社の創立に関わった奈良の掖上村（今の御所市）の阪本清一郎の家業が、この膠製造であった。もっとも、美術界が膠の製造に目を向けたきっかけは、十数年前の老舗の廃業で、伝統的製法の膠が途絶えるという危機に直面したためだという。

大﨑さんから、会場で１点、永沢碧衣さんの作品を紹介された。熊を狩り、その熊から自分で膠をつくり、その膠を用いて熊を描いたのだと。これは、ひとつの応答であろう。

広がる排外主義と外国人の子どもの人権

研究センター研究員
鳥取大学地域学部准教授　呉　永鎬

日本においても排外主義が強まっていると言われる。外国人をはじめとした内なる敵をつくりだし、それら人々の社会からの排除を求め正当化する主張は昨日今日始まったことではない―とりわけ植民地支配との関係は切っても切り離せない―が、歴史的な円安を背景とした外国人による投資や観光への不満・不安の増大、刑事規制のない地域で繰り返される執拗なヘイトスピーチ、巧妙なフェイク画像・動画の生成とSNSをとおした拡散によって膨れ上がる憎悪や警戒等、日本における排外主義は確かに強まっていると言えるかもしれない。「日本人ファースト」が繰り返された2025年7月の参院選はその象徴でもあった。

排外主義は人々の間に「自然に」広がっていくわけではない。特に公的機関によるアクセルとブレーキ、すなわち差別を加速させる動きとそれらを止めようとする動きの影響を考えることは重要である。残念なことに、現状ではブレーキよりもアクセルの方が圧倒的に多いことは周知のとおりである。

例えば、2025年5月に出入国管理庁によって発表された「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」がある。国連総会は1975年12月にundocumented（無登録の、書類のない）あるいはirregular（非正規）という言葉を用いることを要請しているが、日本では「不法滞在者」という語が一般的にも用いられている。また在留資格がない状態にあることは犯罪ではなく行政法規の違反である。「国民」なる存在と、不法ゆえに危険な外国人という対立構図が強調されている。2026年5月には入管法が一部改定され、在留期間の更新や変更にかかる手数料が大幅に引き上げられる（10月より実施）。一律6000円だった手数料は、在留期間3か月以下で1万円、1年で3.3万円、1～3年未満で4.8万円、5年以降で7.5万円となる。また永住許可申請の手数料は1万円から20万円に引き上げられた。「私たちの社会」を脅かす不法で危険な外国人は出ていってほしいし、外国人にいてほしくもない、長くも住まないでほしい。一連の政策から発せられるメッセージと、市井の人々に広がる排外主義が無関係だとは言い難い。

また「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（いわゆる高校授業料無償化制度）も改定され、2026年度よりすべての外国人学校が適用対象外となったば

かりでなく、日本の高校に通う外国籍生徒への支給要件が厳しくなった。在留資格が定住者であるが日本への永住の意思がない者、在留資格が家族滞在であるが日本の小・中学校を卒業していない者、または定着の意思のない者は対象外となる。子どもの教育を受ける権利でさえも、日本国籍を有しているか否か、どの学校に通っているか、永住や定着の意思の有無（一体誰がどのように判断できるのか？）などで線引きして良いという仕組みを、この社会は許容しているのである。なお、朝鮮学校は高校無償化制度が開始された2010年より除外されているが、国連の各人権条約委員会からは日本政府に対し、以下のように勧告されてきた。

・社会権規約委員会（2013年）「委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める」（パラグラフ27）
・人種差別撤廃委員会（2014年）「委員会は，締約国に対し，その立場を修正し，朝鮮学校に対して高等学校等就学支援金制度による利益が適切に享受されることを認め，地方自治体に朝鮮学校に対する補助金の提供の再開あるいは維持を要請することを奨励する」（パラグラフ19）
・子どもの権利委員会（2019年）「委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ71、75および76）を想起し、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。……「〔高校〕授業料無償化制度」の朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すとともに、大学・短期大学入試へのアクセスに関して差別が行なわれないことを確保すること」（パラグラフ39）

人権とは、人が人であることで付与される権利と定義されるものであった。だとすれば、「外国人の人権」、「女性の人権」、「障害者の人権」、「子どもの人権」などとわざわざ「○○の」と括らなければならないことの問題性が浮かび上がってくる。取り上げて強調しなければならないほど、それら人々の人権は長い間、そして今でも不当に侵害・制限等され、この社会の不平等が維持されてきた。「外国人であり子どもである」や「障害者であり性的少数者である」といった複合的な状況にある人々はなおさらである。日本を含む昨今の世界の状況は、すべての人の人権が平等に保障される社会、誰もが安心して生活でき、尊重される社会を実現することなど到底叶わないという諦念を抱かせるに十分であるが、それでもこの価値を手放さずに歩んでいきたい。

気遣いと構造のあいだ

研究センター研究員
立命館大学国際関係学部教授　金　友子

「留学生ですか？」「日本語がお上手ですね」「日本人と変わらないね」。こうした言葉は、多くの場合、悪意ではなく、相手への関心や親しみから発せられる。しかし、こうした何気ない言葉が、受け手に「あなたはここに本来的に属する人ではない」という排除のメッセージを伝えることがある。

こうした日常のなかの見えにくい排除や差別を捉える概念が、マイクロアグレッションである。マイクロアグレッションとは、人種や民族、ジェンダー、性的指向などの社会的マイノリティに対して、日常的なやりとりのなかで向けられる、しばしば無意識的な否定や侮辱、排除を指す。重要なのは、それが単なる「失礼な言葉」や「ちょっと嫌なこと」ではないという点である。その背後には、その社会で誰が「普通」の人間と想定され、誰がそこから外れた存在とされているのかという、社会的な力関係がある。

私は日本で生まれ育った在日朝鮮人三世である。大学進学後に民族名を名乗るようになってから、「留学生ですか」「いつ日本に来たのですか」「日本語が上手ですね」と繰り返し言われるようになった。そのたった一言に傷つくのかと問われれば、そうでもあるし、そうでもない。そのたびごとに深く傷ついているわけではないし、時には何とも思わず聞き流すこともある。しかし、こうした言葉は一度限りで終わらない。話し手は毎回違っても、受け手である私は同じである。「あなたは日本社会の外から来た人だ」「あなたはここに本来的に属する人ではない」という同じメッセージが、異なる人から、異なる場面で、繰り返し発せられる。一つひとつは取るに足らないように見える言葉が、反復され、蓄積されることによって効力をもつ。そこにマイクロアグレッションの見えにくさと厄介さがある。

マイクロアグレッションを考えるとき、私はこの「繰り返し」とともに、もう

一つ重要なことがあると思っている。それは、日常の小さな言動を、切り離された個々の出来事として考えないことである。

私がこの概念に関心をもつようになった背景には、2010年代に大きな社会問題となったヘイトスピーチがある。街頭で「朝鮮人は出ていけ」「国へ帰れ」と叫ぶ行為は、世間に衝撃を与えるに十分だった。しかし、似たような台詞を私は日常生活で耳にしてきた。「そんなに日本が嫌なら帰ればいいのに」である。まるで意見や助言のような顔をして現れるこの一言と、路上で叫ばれる「帰れ」とが、私の頭の中で重なり、私の関心をヘイトスピーチそのものではなく、日常の差別や排除へと向けさせた。なぜ、これほど異なる場面で、似たような言葉が繰り返し現れるのだろうか。

マイクロアグレッションの問題を「人を傷つけないように言葉に気をつけましょう」という話だけにしてしまうと、その核心を取り逃がす。「日本語が上手ですね」という一言を禁句にすれば解決するわけでもない。問うべきなのは、なぜ目の前の人を「日本語を母語としない人」と思ったのか、ということだけではない。そもそも私たちは、「日本語を母語とする人」として、どのような人を無意識に想定しているのだろうか。そして、その「当たり前」はどのように身につけられたのだろうか。

マイクロアグレッションについて講演すると、「自分も知らないうちに誰かを傷つけていたかもしれない。これから気をつけたい」という感想を多くいただく。それは大切な気づきである。しかし、「誰かを傷つけないように気をつける」だけで終われば、差別を個人の心がけの問題にしてしまう。一方で、「そんなことまで考えたら何も言えなくなる」という反応もある。しかし、目指すのは「何も言わない」ことではない。むしろ逆である。自分と相手が同じ社会を生きながら、必ずしも同じ現実を経験しているわけではないことを知り、なぜその違いが生まれるのかを話し始めることである。

「なんてことない言葉」の背後に、歴史や制度、社会の「当たり前」が隠れている。マイクロアグレッションという視点は、誰かの言葉尻をとらえて責めるためのものではなく、私たち自身がその「当たり前」をどのように身につけ、日々再生産しているのかを問い直すための道具なのである。

休眠預金活用制度からみる「ビジネスと人権」について

（一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
シニア・プロジェクト・コーディネーター　鈴木　均

1　休眠預金活用制度と事業の概要

休眠預金等とは、10 年以上入出金のない預金を指す。行政だけでは対応が難しい社会課題に、民間の創意工夫を活かして取り組むことを目的として、2018 年に休眠預金等活用法が施行された。対象分野は、①子ども・若者支援、②生活困難者支援、③地域活性化支援の三つである。預金保険機構によれば毎年約 1,500 億円を超える休眠預金が発生している。10 年を超えても預金者の申請に基づき払い戻しは可能なので、払い戻し努力を尽くしたうえで民間公益活動に活用される。

制度は、JANPIA（指定活用団体）、資金分配団体、実行団体の三層構造をとる。JANPIA は公募選定した資金分配団体に助成と伴走支援を行い、資金分配団体は実行団体に同様の支援を行う。いずれも適切なガバナンス・コンプライアンス体制が整備されていれば、非営利団体だけでなく営利企業も応募可能である。2023 年の制度見直しでは、助成に加えて「出資」が解禁され、また申請をめざすような団体の基盤強化を支援する「活動支援プログラム」が創設された。

制度の目的は、①公的制度では対応困難な社会課題の解決、②担い手育成と休眠預金に依存しない資金調達環境の整備の二点である。これにより、民間公益活動への資金・人材流入や事業の持続可能性向上が期待される。財源が国民の資産であることから、説明責任、成果の可視化、公正性が重視され、全団体に社会的インパクト評価の実施が求められる。

2　休眠預金活用事業からみる「ビジネスと人権」

2026 年 4 月末時点で、実行団体・支援対象団体の累計事業数は 1,601 件であり、約 7 割が不登校、引きこもり、障がい者、生活困窮者、外国ルーツの人、シングルマザー、LGBTQ、ケアーリーバー、医療的ケア児、刑余者など社会的弱者を対象とする。SDGs の理念「誰ひとり取り残さない」との親和性が高く、公的制度の狭間に置かれがちな人々を支援するいわゆる「人権を守る」民間主導の社会

的実験として機能している。

特徴的なのは就労支援の多さで、社会的弱者支援事業の約3割が就労・生活を包括的に支援する事業である。その半数が「困難を抱える女性（特にひとり親）の経済的自立支援」である。企業との連携への期待も大きく、休眠預金を活用した一般社団法人グラミン日本や公益財団法人オリオンビール奨学財団の事例では、地域の中小企業やIT企業等と連携した職業訓練・デジタル研修・就労斡旋、行政への制度化の働きかけなどで成果を上げている。

企業にとって人権尊重はサステナビリティ経営の基盤である。対象は従業員、取引先、顧客、地域社会まで広く、「守り」と「攻め」の両面の戦略が求められる。「守り」は人権リスクの把握・是正である。その代表格は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権デューデリジェンスの実施である。一方「攻め」は社会価値創出に向けた積極的な人権尊重であり、社会的弱者の権利促進や回復を支援する取り組みである。社会貢献活動、事業戦略、人事施策を連動させることで、経済価値と社会価値の同時創出が可能となり、企業価値向上につながる。

そのためには、ステークホルダーとの対話と連携を重視した経営が不可欠である。組織の社会的責任に関する国際規格「ISO26000」では、その実効性を確保するための中核的手法としてステークホルダー・エンゲージメントを位置づけている。その場合、自社の経営や活動等に影響を与えるあるいは自社が影響を与える可能性の高いステークホルダーを選定する必要がある。一般的には、事業関連地域等で社会的弱者を支援するNPOや中間支援組織、労働組合、従業員代表、地域コミュニティ、行政、国際機関などが想定される。これらのステークホルダーとの協働により、課題の本質を捉え、解決策を共創することが期待される。企業にとって重要なステークホルダーでもある従業員の参加は人権意識の醸成やアンコンシャス・バイアス抑制にも寄与する。

地方や中小企業にとって、社会的弱者の就労支援は地域の社会包摂と人材確保の双方に資する。こうした取組は企業ブランドや従業員エンゲージメントの向上につながり、TISFD等の社会関連情報開示の観点からも評価され得る。

以上のように、休眠預金活用事業は社会的弱者の支援にとどまらず、企業が「ビジネスと人権」を実践する具体的な機会を提供している。筆者は、その実践の場として本制度が持つ可能性は大きいと考える。その意義は今後さらに高まると考えられる。

再審法改正のここまでとこれから

日本弁護士連合会再審法改正推進室長
弁護士　鴨志田　祐美

1. はじめに

2026年7月17日、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立した。現行刑事訴訟法の制定から78年を経て初めて実現した再審法改正である。しかし、できあがった新法は、冤罪被害者や弁護人たちが望んでいた内容にはならなかった。

なぜ期待された法改正がこのような形になったのか。その経緯を振り返るとともに、今後の課題を展望する。

2. 超党派議連による議員立法の動き

2023年、袴田巖さんの再審開始が確定した（後に再審無罪）。捜査機関がねつ造した証拠であわや死刑になっていたかもしれないという袴田さんを救済するのに、58年もの歳月を要したという事実は、社会に大きな衝撃を与えた。これを契機として2024年3月、超党派の議員連盟が設立され、議員立法による再審法改正案（議連案）を作成、国会提出を目指した。議連案は、①再審請求人の請求があれば、裁判所は原則として検察官に証拠開示を命じなければならないこと、②再審開始決定に対する検察官の抗告を全面禁止することなど、早期改正が求められる4項目に絞った画期的な内容だった。

議連は挙党一致での法案提出を目指したが、自民党内の承認が得られず、議連案は野党6党の共同提案として昨年の通常国会に提出され、継続審議となった。しかし、今年1月の高市首相による衆議院解散で廃案となり、その後の特別国会で再提出されたものの、成立を見ることはなかった。

3. 法制審への諮問と答申

議連案の準備が進んでいた昨年3月、法務大臣は再審法の見直しを法制審議会に諮問した。設置された刑事法（再審関係）部会の委員の人選には（日弁連推薦委員を除き）法務省の意向が強く反映され、議論も法務省の主導で進められた。

今年2月にまとめられた答申は、①再審請求段階で裁判所が迅速に棄却できる「調査手続」（いわゆるスクリーニング）の創設、②証拠提出命令制度（裁判所が必要と認めた場合、検察官に対し証拠の提出を命じる）の導入、③証拠の目的外使用禁止と罰則の新設、④検察官の抗告は従来どおり認められる、という内容で、数多くの研究者や元裁判官から「改悪」と批判されたが、日弁連推薦委員以外は

この答申案に賛成した。

4. 自民党の党内審査での攻防

法制審の答申を受けて法務省が作成した法案は、閣議決定に向けて自民党内で審査されたが、ここで多くの議員が不満を表明した。特に検察官の抗告権が温存されていることに強い批判が集まった。激論の末、法務省は3度の修正を余儀なくされ、再審開始決定に対する検察官の抗告を原則禁止する修正が加えられた。ただし「十分な根拠がある場合」には例外的に抗告できるという「抜け穴」も残された。

議員らは反発したが、廃案となるリスクを避けるため修正案を了承、閣議決定を経て、5月15日、政府案が国会に提出された。

5. 国会での審議

政府案のうち、いわゆる証拠開示に関する規定は法制審の答申のままだった。すなわち、証拠を再審請求人・弁護人に直接開示するのではなく、裁判所が必要と認めた証拠を検察官に提出するよう命じる制度であり、その対象となる証拠の範囲は限定的で、再審請求人・弁護人は捜査機関の保有する証拠を把握するために証拠の一覧表の開示を受けることもできないという不十分な内容である。

また、提出（開示）された証拠を刑事裁判の目的以外で第三者やマスコミに提供することを罰則付きで禁止するという目的外使用禁止規定も答申どおり盛り込まれたことで、冤罪救済活動や世論喚起が妨げられる懸念が指摘された。

これらの点に対し、国会審議では与野党を問わず修正を求める声が上がったが、証拠の目的外使用禁止や証拠一覧表の開示は5年後の見直し検討項目にとどまり、実質的な修正はほとんどされなかった。

冤罪被害者を迅速かつ確実に救済すべきという世論の盛り上がりを受け、人権・人道の問題として党派を超えて始められた再審法改正の議論だったが、最後は政治情勢や政党間の駆け引きに翻弄され、「誰のための、何のための改正か」が置き去りにされたのは痛恨の極みである。

6. 今後の課題

筆者は法案成立後、袴田巖さんの姉のひで子さんと狭山事件の故・石川一雄さんの妻の早智子さんに、「全力で取り組んできたが、このような不十分な法律になって申し訳ない」と詫びた。すると、ひで子さんは「何言っているのよ。まだ5年後があるじゃない！」と笑い、早智子さんは「原則とはいえ抗告禁止を勝ち取ってくれただけで、とても力づけられた」と涙ぐんだ。

再審法改正は、これで終わりではない。今後は改正法を冤罪被害者救済に最大限活用できる解釈運用を確立するとともに、5年後見直しにおいて、幅広い証拠の直接開示と一覧表開示の明文化、目的外使用禁止規定の撤廃、検察官抗告の全面禁止などを勝ち取るための闘いを続けていかなければならない。

第３回安藤仁介賞受賞者発表及び第４回論文募集

世界人権問題研究センターでは、安藤仁介名誉所長のご遺族からいただいたご寄付をもとに創設した安藤基金を活用し、国際人権法及び国際的な人権問題に係る研究の普及と若手研究者の育成を目的として、これらの分野の優秀な論文に対して「安藤仁介賞」を授与しています。このほど、2025年度応募論文の選考委員会〈委員長　戸田五郎〉を開催し、第３回受賞者を決定しました。授賞式は、６月３日に「人権問題シンポジウム」において行いました。

（写真：授賞式の様子　右から北原氏、戸田委員長、坂元理事長）

◆受賞者及び受賞論文　　＊肩書は応募当時のものです。

○ 最優秀賞（該当なし）

○ 優 秀 賞（１件）

北原　悠一朗（早稲田大学・法学部４年）

「国際司法裁判所における個人の人権侵害と国家の賠償請求
―国家責任法上の「被害」概念と *parens patriae* 請求の制度的意義―」

近年、国際司法裁判所（ICJ）において、人権侵害をめぐる紛争提起が増加する中で、注目されるのが、被告国による原 告国国民への人権侵害の事例において、原告国が違法行為の停止・再発防止の保証といった義務の履行にとどまらず、自国に対する「賠償（reparation）」を請求していることである。人権の享有主体であり第１次的な被害者が個人であるにもかかわらず、国家が自らに対する賠償を求めることはいかなる意義があるのだろ

うか。本稿は、国家責任法上の「被害」概念と、近年の *parens patriae* 請求の実践に関する分析を通じて、ICJ における人権侵害事例における国家による賠償請求の制度的意義と限界を明らかにする。

国際法委員会（ILC）の国家責任条文および ICJ の先例が示す通り、他国に賠償を請求し得る「被害国」として認められるには、「被害」すなわち、自己に個別化された利益の侵害を立証する必要がある。人権侵害において国家が「被害」を構成するには、大きく 2 つのアプローチが存在する。第 1 は、国家の威信に対する精神的損害や義務履行に関する特別利益の侵害に基づく「直接的被害」の構成である。このアプローチは被害国の地位を導き得るものの、得られる救済は違法性の宣言など抽象的な「満足」にとどまり、金銭賠償の獲得には適さない。第 2 は、個人の損害を法的に国家自身の被害へと転化させる、外交的保護に基づく「間接的被害」の構成である。これにより金銭賠償への道が開かれるが、国内救済完了原則などの厳格な要件がその実効性を阻害する。

こうした既存の枠組みの限界を背景に、近年の ICJ では原告国が「自らの権利および自国民の *parens patriae* として」国民の損害の総体に対する金銭賠償を請求する実践がみられる。これは、外交的保護の厳格な要件を回避しつつ、欧州人権裁判所の国家間手続における「公正な満足」の運用に類する、いわば包括的外交的保護を実現しようとする試みと評価できる。しかし、ICJ は請求国が望むような機能を認めたことはなく、むしろ、米国判例法に示される本来の機能に従えば、*parens patriae* の機能は条約義務の履行確保にとどまると考えられる。

以上の検討から、ICJ の賠償枠組みは国家の「被害」を前提に構築されている点で、依然として国家中心主義的であり、個人の被害救済と国家間の責任追及の間に深い溝が存在することが浮き彫りとなる。本稿は最後に、非被害国による「受益者」のための賠償請求を認める国家責任条文第 48 条 2 項 (b) の上記のような現状に対する潜在的意義を指摘し、国家の被害という概念に固執せず、侵害された権利の主体である受益者を基点として、国家間手続を個人の救済へといかに接続させるかという今後の展望を提示する。

◆講評及び審査を振り返って

選考委員長　戸田　五郎（京都産業大学法学部教授）

安藤仁介賞候補論文の募集は今回で第３回目となります。今回は北原悠一郎氏が優秀賞を受賞されました。北原氏の論文は、国際司法裁判所において人権侵害を巡る争訟事件が増加している状況に着目し、特に原告国が、人権侵害の被害者の parens patriae（国親）として、被害者の被った損害の賠償を求める、というかたちで主張を展開していることを一つの契機あるいは検討の素材として、国際司法裁判所での裁判を通じた人権救済の可能性を追求しようとしたものでした。本論文は、国際法上の対世的義務の展開、国家間の争訟事件における個人の権利の位置づけという、今日的に重要な論点を取り扱っており、論旨も極めて明快である点において評価されるべきであるだけでなく、国際人権法、国家責任法といった多様な方面で今後の発展が大いに期待できる論文である、という点も含めて、優秀賞に値すると評価されました。本論文は北原氏が学部生として執筆したものですが、ご本人はその後大学院に進学されており、この研究が我々の期待通りに、あるいはそれ以上に、発展することを祈っております。

◆「安藤仁介賞」受賞候補論文を募集しています

第４回受賞候補論文を募集していますので、奮ってご応募ください。

詳しくは、（公財）世界人権問題研究センターのホームページをご覧ください。

（公財）世界人権問題研究センターの
ホームページはこちら→

シリーズ「**京都市立芸術大学**」

№11　①　芸術資料館からのお知らせ
②　@KCUA からのお知らせ

①　芸術資料館からのお知らせ

1969 年夏、京都市立芸術大学では、大学を挙げての事業として、探検部の学生 3 名と教員 3 名が南太平洋のニューギニア（現・パプアニューギニア）へ 70 日間の探査の旅に出ました。

芸術資料館で開催する第 3 期展「京都市立芸術大学美術調査隊ニューギニアに行く」（2026 年 9 月 19 日－ 11 月 23 日）では、当館が収蔵するニューギニアの美術品・工芸品とともに、近藤豊旧蔵の手記や写真などの記録類を紹介します。オーストラリアからの独立を目前に控えた現地の人々との出会いや、探査中に報じられたアポロ 11 号の月面着陸など、激動する世界を目の当たりにした隊員たち。資料を通して、本学をめぐる「探検の時代」に触れていただければ幸いです。

アイボムでの野焼き、
1969 年 8 月 12 日、近藤豊旧蔵

②　@KCUA からのお知らせ

京都市立芸術大学ギャラリー @KCUA と KYOTO EXPERIMENT の共同企画として、遠藤薫「二十二世紀の睡眠法」とミトゥ・セン「Unwritten Intimacy―暗黙の親密さ」による二人展を、2026 年 10 月 1 日（木）から 11 月 8 日（日）まで開催します。二人の作家は、表面に現れているものと、その奥にあるものとのあいだに目を向け、何が見え、何が見えないままに残るのかを探究します。遠藤は廃材や帯などを用いたインスタレーションを通して異文化や土地の記憶の重なりを表現し、センはドローイングやサウンド、観客参加を通して親密さや欲望、検閲、権力の関係を問い直します。会期中には両作家によるパフォーマンスも開催します。

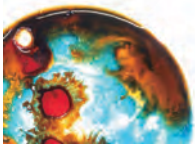

「世人研発ふらっとプロジェクト」今後の開催予定

「世人研発ふらっとプロジェクト」は皆様とともに学び、交流し、つくるプロジェクトです。
11月以降の開催予定をお知らせいたします。
皆様の御参加をお待ちしております。（詳細は事務局にご確認ください。）

●憲法と人権

2026年は憲法公布から80年を迎える節目の年です。

11月に実施予定の「ふらっとプロジェクト」では、憲法に掲げる第14条第1項「基本的人権の尊重」や第13条「幸福追求権」等について考えます。

NHK連続テレビ小説『虎に翼』をテーマに脚本家にその想いを語っていただくとともに、同性婚についての『結婚の自由をすべてのひとに』訴訟の最高裁判決が待たれる中、子どもを育てている同性カップルのドキュメンタリーを上映いたします。

●世人研を支えた人々②

世界人権問題研究センターが1994年12月に開所して以来、30年以上の年月がたちました。

12月に実施予定の「ふらっとプロジェクト」では、センターの活動をけん引し、支えてきた先人を紹介いたします。

今回は、世界各地で紛争や戦闘が続くなか、国際法・国際人権法の大家であられた元所長の故安藤仁介先生の想いをふり返ります。

●子どもの人権

2～3月に実施予定の「ふらっとプロジェクト」では、「子どもの人権」を取り上げます。

「トークフォークダンス（フォークダンスのようにペアを変えながら、1分間程度トークを繰り返すコミュニケーション手法）」の体験や当センタープロジェクトチーム3（子どもの人権）による公開研究会（シンポジウム）を開催予定です。

「ふらっと」とは次の3つを表しています。
- 「フラット」人権に上下はないこと
- 「ふらっと」立ち寄っても学べる
- 「b」半歩下って自分の価値観を見つめてみる

公益財団法人　世界人権問題研究センター
〒600-8206　京都市下京区下之町57番地1 京都市立芸術大学内A棟7階
TEL 075-585-5897　FAX 075-585-5898
[URL] https://khrri.or.jp/ [E-MAIL] jinken@khrri.or.jp